

(登録免許税法施行令の一部改正)
 第十三条 登録免許税法施行令(昭和四十二年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。
 第三十一条第二項第五号中「郵便局株式会社(平成十七年法律第百号)第二条第二項(定義)に規定する郵便局」を「郵便局(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条(定義)に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物)」に改め、
 第二十一条第一号を次のように改める。
 十一 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物
 (文化財保護法施行令の一部改正)
 第十五条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第百六十七号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「日本放送協会」の下に、「日本郵便株式会社」を加え、「郵便局株式会社 郵便事業株式会社」を削る。
 (特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正)
 第十六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第百九十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第三条第二項ただし書中「郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む)」を「日本郵便株式会社の営業所(簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む、郵便の業務を行うものに限る)」に改める。
 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)
 第十七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第三条第三十五号を次のように改める。
 三十五 日本郵便株式会社
 (郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)
 第十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第百二十三号)の一部を次のように改正する。
 附則第十一条第二項中「次項において同じ」を「」と、同条第二項中「一の金融機関」とあるのは、「一の金融機関(郵政民営化法第百八条第一号に規定する内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域にその主たる事務所が所在する市町村以外の市町村にあつては、同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く)」に改める。
 (職員退職管理に関する政令の一部改正)
 第十九条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第五十二号及び第五十三号を次のように改める。
 五十二 削除
 五十三 日本郵便株式会社
 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)
 第二十条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第百五号)の一部を次のように改正する。
 附則第一条第九号中「日本郵政株式会社法(平成二十四年法律第 号)」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)
 第二十一条 金融庁組織令(平成十年政令第百九十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第二条の三第四項、第三条第五項及び第七條第三項中「平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法」に改める。
 (総務省組織令の一部改正)
 第二十二條 総務省組織令(平成十二年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。
 第十条第十一号中「次条第一項第十三号」を「次条第一項第十一号」に改める。
 第十一条第一項第八号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十九号中「郵便事業株式会社及び郵便局株式会社」を「及び日本郵便株式会社」に改め、同項第十七号とし、同条第二項中「第十五号まで、第十八号及び第十九号」を「第十三号まで、第十六号及び第十七号」に改める。
 第七十二条第三号及び第七十三条中「第十一条第一項第十三号」を「第十一条第一項第十一号」に改める。
 第八十七条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中「第十五条第一項、郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)第十三条第一項、郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)第十四条第一項」を「第十四条第一項、日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。
 五 郵政事業のうち郵便事業、銀行代理業、保険募集(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第八十九条第一号において同じ。及び所屬保険会社等(同法第二条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。同号において同じ。の事務の代行以外のものに関する)こと。
 第八十七条第七号中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。
 第八十八条第一号中「郵便事業」を「郵政事業のうち郵便事業」に、前条第六号を「前条第四号」に改め、同条第二号及び第四号中「前条第六号」を「前条第四号」に改め、同条第五号を削る。
 第八十九条第一号を次のように改める。
 一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集及び所屬保険会社等の事務の代行に係るものに関する(第八十七条第四号に掲げるものを除く)。
 第八十九条第三号中「第八十七条第六号」を「第八十七条第四号」に改める。
 第二百二十四条第一項第一号口中「郵便事業、郵便局の活用による地域住民の利便の増進、社会・地域貢献基金」を「郵政事業」に改める。
 附則第六条第一項中「次条第一項第十三号」を「次条第一項第十一号」に、第十九号を「第十九号」に改め、同条第二項中「平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)」を「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法」に、同条第二項を「第一条第一項」に改める。
 附則第十七条中「平成二十九年九月三十日」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日」に改め、同条第二号中「郵便課及び」を削る。
 附則第十八条を次のように改める。
 第十八条 削除
 附則第十九条第一項中「第十一条第一項第十三号」を「第十一条第一項第十一号」に、第八十七条第五号を「第八十七条第三号」に改め、同条第二項中「平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法」に改める。